

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 又 は 協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (前註付) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キルギス	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とキルギス 共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	213,000千円 H32.12.31まで	H27.7.28 ビシュケク で (同日)	日本側 小池孝行在キルギ ス大使 スギス側 アディルベク ・カスィヤリエフ財務大 臣	H27.8.10 284号
キルギス	ベナス国際空港機材整備計画の ための贈与に関する日本国政府 とキルギス共和国政府との間の 交換公文	ベナス国際空港機材整備計画を実施するために必要な 生産物及び役務の購入	1,630,000千円 H31.10.31まで	H27.10.26 ビシュケク で (同日)	日本側 小池孝行在キルギ ス大使 スギス側 アディルベク ・カスィヤリエフ財務大 臣	H27.11.9 401号
キルギス	キルギス共和国政府に対する贈 与に関する日本国政府とキルギ ス共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	100,000千円 -----	H27.10.26 ビシュケク で (同日)	日本側 小池孝行在キルギ ス大使 スギス側 アディルベク ・カスィヤリエフ財務大 臣	H27.11.9 402号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、広報における外務省告示番号をいう。